

宇陀市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

宇陀市長 竹内幹郎

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
上井足地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2経営体
個人 4経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：高付加価値化、新規就農の促進、担い手に集積・集約化
コメント：集落においては、青年の新規就農者の受け入れを推進するとともに、耕作放棄されそうな農地については、できるかぎり地域の中心となる経営体に集積・集約化し、耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。また、長木節次氏と前川勝人氏は、有機JASの認証を取得をいかして付加価値のある野菜の生産を今後も行っていく。また、前川氏は、地域の法人・農家とともに宇陀市の野菜を全国に広め、安定した栽培出荷を行っていく、将来認定農業者も目指していきたい。また、山田雅貴氏も有機JASの認定取得を目標に、付加価値の高い野菜を生産していく。（有）山口農園及び（有）類農園は、多くの農業研修生を育成・輩出していることから、地域に根ざす若い新規就農者の定着を誘導し地域農業の活性化に貢献していく。